

令和3年度 高齢者インフルエンザ予防接種について 白川町

インフルエンザ予防接種は、自らの意思で接種を希望される人のみに実施します。
この文書をよく読み、必要性や副反応について十分理解したうえで接種を受けてください。

目的 予防接種を行うことでインフルエンザによる重篤な合併症や死亡を予防し、健康被害を最小限にする目的で実施します。予防接種をしたからといって絶対にかからないというものではありません。

対象者 白川町に住所がある方で、①接種日に満65歳以上の方 ②満60～64歳で、心臓・じん臓・呼吸器機能・HIVによる免疫の障害により身体障害者手帳1級程度(日常生活が極度に制限される)に該当する方→②に該当する方は、事前に保健福祉課にご連絡ください。

接種期間 令和3年10月1日(金)から令和3年12月17日(金) ▶予約は、12月10日(金)まで

自己負担金 1,500円 (上記期間中に1回のみ)

- ▶契約医療機関で接種を受ける場合は、町への届出は不要です。接種時に自己負担金をお支払いください。
- ▶生活保護世帯の方は減免制度があります。接種前に保健福祉課へご連絡ください。

接種場所 高齢者インフルエンザワクチン接種契約医療機関

原則予約制

医療機関名	電話番号	接種受入時間	月	火	水	木	金	土	日
白川病院 ※予約不要	72-2222	AM 9:00～12:00	○	○	○	○	○	○	—
		PM 4:00～6:00	○	○	○	○	○	○	—
新田医院	72-1503	AM 8:30～11:30	○	○	—	○	○	○	○
		PM	往診時対応可						
大賀医院	73-1126	AM 9:00～11:00	○	○	○	○	○	○	—
		PM 3:30～5:00	○	○	○	○	○	—	—

- ▶美濃加茂市、加茂郡の加茂医師会に属する医療機関は契約医療機関です。(安藤小児科除く)
- ▶下呂市立金山病院、阿部医院(下呂市)は、岐阜県広域予防接種制度で接種可能です。予診票を各医療機関に設置してあります。
- ▶その他の医療機関で接種を希望される場合は、保健福祉課へ予約前にお問い合わせください。

注意事項

- ▶予診票は、上記のインフルエンザワクチン接種契約医療機関に設置されます。
- ▶接種当日は、保険証、受給者証などの身分・年齢が確認できるものを持参してください。
- ▶予診票への接種意思確認の署名ができない場合は、代理記載ができる親族などが同行してください。
- ▶**新型コロナワクチン接種前後2週間は、他の予防接種は接種できません。**

予防接種を受ける前の注意事項

【1】予診票は記入もれのないように、接種を受ける方が責任をもって記入してください。

(個人情報の保護) 予診票に記載された個人情報は、加茂医師会、実施医療機関、白川町が行うインフルエンザ予防接種事業に利用することを目的とし、厳重に管理します。当個人情報を利用者本人の同意なく明示した目的以外で利用することはありません。これ以外の場合においては、法令などにより開示を求められた場合を除き、原則として本人の許可なく第三者に個人情報を提供することはありません。

【2】予防接種を受けることが適当でない人

- ① 接種当日、明らかに発熱のある人。(一般的に体温が37.5℃以上の発熱)
- ② 重篤な急性疾患にかかっている人。
(注意)急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性があるためその日は見合わせる事が原則です。
- ③ インフルエンザワクチン接種で、アナフィラキシーショックまたは接種後2日以内に発熱のみられたもの及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を出たことがある人。

(説明)『アナフィラキシーショック』とは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出る、吐気、嘔吐、声が出にくい、息がしにくい等の症状に続きショック状態になるような激しい全身反応です。

④その他、上記にあてはまらなくても、医師が不適当な状態と判断した場合

【3】予防接種を受けるに際し、主治医とよく相談することが必要な人

- ①心臓血管系疾患、腎臓、肝臓、血液疾患等の基礎疾患をもっている人。
- ②治療中・経過観察中の病気(慢性疾患等)がある人。
→主治医に「インフルエンザ予防接種」を受けることについての意見を必ず聞いておいてください。
- ③間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患のある人。
- ④過去にけいれんの既往がある人。
- ⑤インフルエンザ予防接種後、2日以内に発熱、全身性発疹等のアレルギーを思わせる症状があった人。
- ⑥重篤な鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のアレルギーのある人。
- ⑦過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる人。

【4】予防接種を受けるまでに期間をあけることが必要な人

- ① ウイルス性疾患に罹患した場合は、予防接種を受けるまでに間隔をあけることが必要な場合もあります。
→事前に医療機関又は保健福祉課へお問い合わせください。

予防接種を受けた後の注意事項

- ① 予防接種を受けた後24時間は副反応の出現に注意し、体調にご注意ください。特に接種直後30分以内は、急な副反応が起こることがあります。医師(医療機関)とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- ② 原則としてインフルエンザワクチン接種後1時間を経過すれば、入浴は差し支えありません。
- ③ 接種日は普段通りの生活をしても構いませんが、激しい運動や大量の飲酒は接種後24時間避けましょう。
- ④ 高熱、けいれん等の症状が見られた場合は、速やかに医師の診察をお受けください。

予防接種の副反応 【※重要】

- ① 予防接種を受けた人のうち 10～20%に接種した場所の発赤、腫れ、痛み、5～10%に発熱、頭痛、さむけ、体のだるさがみられますが、2、3日で消失します。また接種直後から数日中に、湿疹、じんましん、発赤、かゆみなどが数日みられることもあります。
(参考)インフルエンザワクチンは不活化ワクチンですので、ウイルス自体は化学的に処理され病原性はないので、その予防接種によってインフルエンザになることはありません。
- ②重大な副反応として、まれにショック、アナフィラキシー(じんましん、呼吸困難、血管浮腫等)が生じることがあります。(ほとんどは接種後30分以内、まれに4時間以内) その他、ギラン・バレー症候群、脳症、急性散在性脳脊髄炎、けいれん、肝機能障害、脊髄炎、視神経炎、黄疸、喘息発作、急性汎発性発疹性のう胞症等が生じたという報告があります。参考までに、米国ではこれまでにギラン・バレー症候群を発症したことがある人は、予防接種をしないように指導されています。
- ③極めてまれですが、死亡の届け出もあります。日本では、昭和51年から平成6年までの、主に小児に対してインフルエンザ予防接種が行われていたときの統計では、インフルエンザ予防接種により引き起こされたことが完全には否定できないとして、救済対象と認定された死亡事故は約2,500万接種あたり1件でした。

※予防接種を受けた後、接種部位が痛みや熱をもってひどく腫れる、全身にじんましんが現れる、嘔吐(おうと)を繰り返す、顔色が悪い、低血圧になる、高熱が出るなどの症状が出た場合は、すぐに主治医または接種医師の診察を受けてください。

「健康被害救済制度」について

高齢者インフルエンザ予防接種によって健康被害が生じた場合、予防接種法に基づく「健康被害救済制度」の対象となります。ただし、白川町の許可なく契約外医療機関で接種を受けた場合は、この制度は利用できません。

問い合わせ先

担当	電話	受付時間(平日のみ)
保健福祉課 保健係	72-2317[内線 361・362]	8:30~17:15

